（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

［イ～ツ　略］

［削る］

［削る］

［削る］

ネ～ラ　［略］

ム　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の管理に関する説明書

ウ　［略］

ヰ　［略］

ノ　その他イからヰまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の二　メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　前号に掲げる書類（同号ノに掲げるものを除く。）

ロ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ　ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ　安定品質を確保するための措置に関する説明書

ホ　その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の三　ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

二　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ホ　略］

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　［同上］

一　二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）

［イ～ツ　同上］

ネ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ナ　ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ラ　安定品質を確保するための措置に関する説明書

ム～ヰ　［同上］

［新設］

ノ　［同上］

オ　［同上］

ク　その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

［新設］

一の二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］

二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ホ　同上］